

(令和8・9年度課税用)

～軽自動車税の税率について～

軽自動車税の税率(税額)は次のとおりです。

1. 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車については、平成28年度課税から税率が変わりました。

車種区分				税率(年額)	
				標識	H27年度まで
原動機付自転車	第1種一般(3輪含む)	50cc以下(0.6KW以下)	白色	1,000円	2,000円
	第1種特定小型原付	0.6KW以下	白色		※1 2,000円
	第1種新基準原動付	50cc超125cc以下(最高出力4.0kw以下)	白色		※2 2,000円
	第2種[乙](2輪のみ)	50cc超90cc以下(0.6KW超0.8KW以下)	黄色	1,200円	2,000円
	第2種[甲](2輪のみ)	90cc超125cc以下(0.8KW超1.0KW以下)	桃色	1,600円	2,400円
	ミニカー(3輪以上)	20cc超50cc以下(0.25KW超0.6KW以下)	水色	2,500円	3,700円
小型特殊自動車		農耕作業用(トラクター、コンバイン等)	緑色	1,600円	2,400円
		その他(フォークリフト、ショベルローダ等)	緑色	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車(軽二輪)		125cc超250cc以下	白色	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(小型二輪)		250cc超	白色	4,000円	6,000円

※1 令和5年7月1日から施行。

※2 令和7年度4月1日から施行。

2. 三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査(新車新規登録等)を受ける車両から新税率が適用されています。

車種区分				税率(年額)	
				変更前	変更後
軽自動車	三輪			3,100円	3,900円
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円
			自家用	7,200円	10,800円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円
			自家用	4,000円	5,000円

3. 令和5年4月1日から令和10年3月31日までに新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽自動車について、取得の翌年度分(令和8・9年度分)に限り税率を軽減する特例措置(グリーン化特例)を実施します。

車種区分				税率(年額)	
				特例1 (75%軽減)	特例2 (50%軽減)
軽自動車	三輪			1,000円	対象外
	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円
			自家用	2,700円	対象外
		貨物用	営業用	1,000円	対象外
			自家用	1,300円	対象外

特例1: 電気自動車、天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減達成車)

特例2: 令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準90%達成車

※特例2については、いずれもH17年排出ガス基準75%低減達成車又はH30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

※営業用乗用車の50%軽減対象については、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、平成28年度から重課税率が適用されます。

車種区分				重課税率(年額)
軽自動車	三輪			4,600円
	四輪以上	乗用	営業用	8,200円
			自家用	12,900円
		貨物用	営業用	4,500円
			自家用	6,000円

※令和8年度課税分の重課適用車両
⇒最初の新規検査が平成25年3月以前のもの

※令和9年度課税分の重課適用車両
⇒最初の新規検査が平成26年3月以前のもの